「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和８年４月８日
厚　生　労　働　省
人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、令和８年１月 27 日（火）から同年２月 25 日（水）まで御意見を募集したところ、１件のご意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	認定職業訓練実施基本奨励金の単価引き上げについて、サイバーセキュリティ教育の重要性に鑑み、方向性には賛成。今回の単価引き上げ（月額 3,000 円増）が、単なる訓練実施機関への「バラマキ」とならぬよう厳格な運用を求める。 ●カリキュラムの質的担保 　カリキュラムの質を担保するために、演習の有無や内容の深さを審査基準に明記すること。 ●成果連動の徹底 訓練修了後の資格取得率や就職率といった成果に対する要求水準も相応に引き上げ、実績の乏しい実施機関は参入させない仕組みとすること。	本案に賛成の御意見として承ります。 カリキュラムの策定に関するご相談及び訓練の認定事務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構で実施しておりますので、御意見につきましては、機構に伝達させていただきます。

※上記のほか、１件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。